

鹿屋市告示第 170 号

鹿屋市妊娠・出産包括支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 8 年 4 月 1 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

令和 8 年 4 月 1 日 決 裁

鹿屋市妊娠・出産包括支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市妊娠・出産包括支援事業実施要綱（平成28年鹿屋市告示第45号）の一部を次のように改正する。

別表宿泊型の項中「2,000円」を「1,500円」に改める。

別記第2号様式及び別記第3号様式を次のように改める。

第2号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長

鹿屋市産後ケア事業利用決定通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿屋市産後ケア事業（宿泊型・日帰り型）の利用について、次のとおり決定したので、鹿屋市妊娠・出産包括支援事業実施要綱第9条第1項の規定により通知します。

利 用 者	住 所	
	氏 名	
子 の 氏 名		
利 用 希 望 期 間		
利 用 施 設	所在地	
	名 称	
	電話番号	
利用料（自己負担分）		円（1日当たり 円× 日）

- 1 産後ケア事業（宿泊型・日帰り型）の利用について
 - (1) 本事業を利用するときは、この決定通知書及び母子健康手帳を利用施設に提示してください。
 - (2) 本事業を利用しないとき又は利用期間等の変更があるときは、速やかに市長に届け出てください。
- 2 利用料の支払について
 - (1) 利用料（自己負担分）は、直接利用施設にお支払いください。
 - (2) 次の経費は、利用料に含まれています。
 - ・産婦の母体管理及び生活面の指導
 - ・乳房管理
 - ・沐浴、授乳等の育児指導
 - ・乳児の世話及び発育・発達確認
 - ・その他産婦が必要とする育児・保健指導

第3号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長

鹿屋市産後ケア事業利用申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿屋市産後ケア事業（宿泊型・日帰り型）の利用について、次のとおり却下することとしたので、鹿屋市妊娠・出産包括支援事業実施要綱第9条第1項の規定により通知します。

記

利 用 者 氏 名	
子 の 氏 名	
却 下 の 理 由	

別記第 5 号様式及び別記第 6 号様式を次のように改める。

第5号様式（第12条関係）

鹿屋市産後ケア事業実施報告書（ 年 月分）

年 月 日

鹿屋市長 様

所 在 地

事業者名

委託契約に基づき、鹿屋市産後ケア事業を下記のとおり実施しましたので、鹿屋市妊娠・出産包括支援事業実施要綱第12条第1項の規定により報告します。

記

	世帯区分・多胎児加算	実施延日数	日額 (市負担分)	委託料
宿泊型	全世帯（5日目まで）			
	市民税課税世帯（6日目以降）			
	市民税非課税・生活保護世帯（6日目以降）			
	多胎児（2人目以後の加算）～5日目			
	多胎児（2人目以後の加算）6日目～			
日帰り型	全世帯（5日目まで）			
	市民税課税世帯（6日目以降）			
	市民税非課税・生活保護世帯（6日目以降）			
	多胎児（2人目以後の加算）～5日目			
	多胎児（2人目以後の加算）6日目～			
合 計				円

※内訳は、別紙のとおり

別紙

事業者名

令和 年 月分鹿屋市産後ケア事業実施報告書（内訳書）

番号	利用者氏名	2人目 以後の 人数	事業の種別	利用期間	利用 日数 (A)	事業費 基準額 (B)	利用者 負担額 (C)	差引額 (B－C)	委託料 (B－C) × A
				年 月 日～ 年 月 日				0	0
				年 月 日～ 年 月 日				0	0
				年 月 日～ 年 月 日				0	0
				年 月 日～ 年 月 日				0	0
				年 月 日～ 年 月 日				0	0
				年 月 日～ 年 月 日				0	0
				年 月 日～ 年 月 日				0	0
				年 月 日～ 年 月 日				0	0
				年 月 日～ 年 月 日				0	0
				年 月 日～ 年 月 日				0	0
合 計									0

※ 2人目以後とは、多胎児の場合をいう。
※ (B) 及び (C) は、2人目以後の利用があった場合は合算した額を記載する。

産 後 ケ ア 実 施 結 果	利用者氏名（母）		生年月日		年 月 日	
	利用者氏名（子）		生年月日		年 月 日	
	① 実施した事業の種類、期間					
	種類	期間				
	□宿泊型	年 月 日～	年 月 日（	日間）		
	□日帰り型	年 月 日～	年 月 日（	日間）		
	② 支援内容					
	※特に支援を行った項目にチェック			＜具体的な支援内容等＞		
	☐ 産婦の身体的ケア ☐ 育児手技 ☐ 産婦の心理的ケア ☐ 沐浴指導 ☐ 保健指導・栄養指導 ☐ 生活面の指導 ☐ 乳房管理 ☐ その他の必要な指導					
	③ 支援後の利用者の状況等（事業利用前後の変化等）					
※特に支援を行った項目にチェック			＜具体的な変化の状況等＞			
☐ 身体の状況 ☐ 精神の状況 ☐ 育児への不安 ☐ 家族の状況						
④ その他						
利用後の居住地 □自宅 □里帰り先 □その他（ ）						
伝 達 事 項	① 実施結果を踏まえた、今後「特に必要」と考える支援 継続支援（ 有 ・ 無 ）					
	② その他留意事項					
上記のとおり、産後ケア事業の実施結果を報告します。						
鹿屋市長 殿 年 月 日						
問合せ先		施設名				
		連絡先	電話		担当	

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。